

令和元年10月18日

重要文化財（建造物）の指定について

文化審議会（会長 佐藤 信）は、令和元年10月18日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、9件の建造物（新規6件、追加3件）を重要文化財に指定することを文部科学大臣に答申しました。

この結果、官報告示を経て、国宝・重要文化財（建造物）は、2,509件、5,122棟（うち国宝227件、290棟を含む。）となる予定です。

◎今回の答申における主なもの

【重要文化財】 水準原点

東京都千代田区

水準原点は明治24年に設置された我が国の高さの基準である。原点は地下約10メートルの安定地盤から基礎を築き、花崗岩の台石に水晶板をはめ込んで表示する。原点を保護する掩蓋は、小規模ながら古典様式の記念碑的建築である。全国測量の統一的な基準であり、近代測量史上、価値が高い。

<担当> 文化庁文化財第二課

課長 岡本 任弘（内線 2873）

課長補佐 田井 祐子（内線 3025）

調査部門 長尾 充、井川 博文（内線 2793）

審議会係 小島 学、森 弓乃（内線 3160）

電話：03-5253-4111（代表）

【重要文化財 新指定の部】

① 三階建てを階ごとに使い分ける近代の蚕種農家

(近代／住居)

塩原家住宅 3棟

主屋、裏蔵、稲荷社、土地

所在地：群馬県前橋市

所有者：個人

塩原家住宅は、前橋市の北西部、利根川^{さかん}左岸に所在する蚕種（蚕の卵）を製造した農家である。明治時代に製糸業が盛んになると、蚕種の需要も急増し、大正元年に三階建ての主屋^{おもや}を新築した。換気^{かんき}を重視する飼育法のために、大棟全長におよぶ越屋根^{こしやね}をあげた総櫓^{そうぐら}とする。

一階は居住専用とし、二階で蚕の幼虫を、三階で成虫を飼育した。窓上、窓下にも換気^{かんき}口^{こう}を設け、通気^{つうき}を細やかに調整する。敷地内には、近世に遡る裏蔵^{うらぐら}、明治末期の稲荷社^{いなりしゃ}がある。また、敷地内には戦後の事業拡張期に整備された蚕種製造施設^{さんしゅせいぞう}も残る。

塩原家住宅の主屋は三階建てで、各階の用途を明確に使い分ける特徴がある。明治時代に様々に工夫された蚕種製造農家の発展を示し、高い価値を有している。

○指定基準＝歴史的価値の高いもの、流派的又は地方的特色において顕著なもの



写真提供 前橋市教育委員会

② 富士山の標高もここから測った我が国の水準測量の原点

(近代／産業・交通・土木)

水準原点 1基、1棟

原点、掩蓋

所在地：東京都千代田区

所有者：国（国土交通省）

水準原点は、国会議事堂の前、憲政記念館^{けんせい きねんかん}の庭園に所在する。我が国の水準測量における原点^{げんてん}であり、東京湾平均海水面を基準として、明治24年に設置された。



原点は地下約10メートルの安定地盤から基礎を築き、花崗岩の台石に水晶板^{すいしょうばん}をはめ込んで表示する。掩蓋^{えんがい}は原点を保護する上屋^{うわや}で、原点とは独立した構造をもつ。工部大学校^{こうぶ だいがっこう}造家学科一期生の佐立七次郎^{さたちしちじろう}の設計による古典様式の記念碑的な建物である。

水準原点は、国家事業として展開した全国測量の統一的な基準であり、近代測量史上、高い価値を有している。

○指定基準＝技術的価値の高いもの、歴史的価値の高いもの

③ 英国人建築家コンドルが設計した旧大名家の本格的な洋風邸宅 (近代／住居)

旧島津家本邸 2 棟

本館，事務所

所在地：東京都品川区

所有者：学校法人清泉女子大学

旧島津家本邸は、品川区 東 五反田の高台に建つ。明治後期に建替えが計画され、英国人建築家ジョサイア・コンドルに設計が依頼された。

大正 6 年竣工の本館は、煉瓦造の白タイル張りで、弓形に張り出した二層のベランダを列柱で飾る。当主の好みにあわせ、全体が洋室で構成されており、玄関のステンドグラスや中央ホールの大階段など要所を華やかに飾る。邸宅を数多く手がけたコンドル最晩年の名作住宅として価値が高い。

旧島津家本邸は、洋式の生活に特化した本格的な邸宅を実現しており、また、家政を司る事務所も残り、旧大名家華族の本邸の在り様を示して重要である。

○指定基準＝意匠的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの



写真提供 学校法人清泉女子大学

④ 象徴的な高い塔と鉄骨鉄筋コンクリート構造で新時代を拓いた庁舎 (近代／官公庁舎)

神奈川県庁舎 1 棟

所在地：神奈川県横浜市

所有者：神奈川県

神奈川県庁舎は、横浜港の近く、日本大通りに面して建つ。設計競技の一等となった小尾嘉郎案をもとに、県庁舎建築事務所が実施設計を行い、昭和 3 年に竣工した。

先代の庁舎が関東大震災で大被害を受けたため、鉄骨鉄筋コンクリート構造を採用した。「横浜三塔」のうち、キングの塔として知られ、相輪や宝形屋根を模すなど、象徴的な塔をもつ庁舎建築の先駆である。内装には、宝相華紋など、和風を基調とした優れた意匠を見せる。

また、戦前の公募型の設計競技としては多数の応募があり、一等案を踏襲した実施設計図面や模型など、設計競技から竣工に至る一連の資料が保存されていることも価値が高い。地方官公庁舎建築の発展において構造と意匠の画期を示す建物として重要である。

○指定基準＝意匠的に優秀なもの、技術的に優秀なもの



写真提供 神奈川県

⑤ 慶長と元禄の建物群が良好に維持される本山寺院

(近世以前／寺院)

金剛寺 22棟

五仏堂、薬師堂、閼伽井屋、護摩堂、法具蔵、
求聞持堂、開山堂、宝蔵、経蔵、弁財天社本殿、
八大龍王善女龍王社本殿、天照皇大神社本殿、
築地堀(2所)、鎮守水分明神社本殿、鎮守丹生
高野明神社本殿、鎮守社拝殿、鎮守社鐘楼、旧
理趣院表門、旧真福院表門、南門、総門



写真撮影 株式会社 便利堂

所在地：大阪府河内長野市

所有者：宗教法人天野山金剛寺

金剛寺は、河内長野市街の西方に位置する真言宗御室派の大本山寺院である。平安末期に高野山から阿観が入り、伽藍を整えた。天野川の西に伽藍を構え、阿観の創建と伝える上々壇の五仏堂や薬師堂は慶長11年(1606)の再建で、護摩堂や法具蔵はこのとき整備された。求聞持堂や開山堂は元禄13年(1700)の建立で、このとき境内のほとんどの建物に修理が施された。東の天野山に祀る鎮守社は慶長の建立で、その配置は中世山岳寺院での鎮守のあり方を偲ばせる。

金剛寺には、江戸時代中期までに建立された建物が群をなして維持されており、高い価値が認められる。

○指定基準＝歴史的価値の高いもの

⑥ 峻険な祖谷山で豪農が幕末に実現した雄壮な住宅

(近世以前／民家)

徳善家住宅(徳島県三好市西祖谷山村)1棟

土地

所在地：徳島県三好市

所有者：個人

徳善家住宅は、徳島県西部の山岳地帯、祖谷山の西端、大歩危峡近くの尾根上に所在する。中世に当地に入った武士の家系で、近世には祖谷をおさめる祖谷八家の一つとなった。



主屋は慶応2年(1866)の建設で、公式の接客の場である上座敷と下座敷は質実で格式を示す。私的な接客の中座敷と奥座敷は柔和な意匠である。豊かな接客空間を、広い台所などゆとりある居住空間とともに大きな屋根で覆う姿は雄壮である。

徳善家住宅は、山岳地帯における上層農家の住宅が近世末までに発展した姿を示しており、貴重である。

○指定基準＝流派的又は地方的特色において顕著なもの

【重要文化財 追加指定の部】

① 加賀を代表する町家の営みを示す酒造施設群

(近世以前／民家)

喜多家住宅 (石川県野々市市本町) 4 棟

作業場、酒蔵、前蔵、貯蔵庫、土地

所在地：石川県野々市市

所有者：個人

喜多家住宅は、野々市市街の中心部に位置する。主屋は、江戸末期の建設で加賀を代表する商家建築として、通り沿いの道具蔵とともに、昭和46年に重要文化財に指定されている。



写真提供 野々市市教育委員会

主屋の背後には、酒造の施設が残る。酒蔵は明治3年建設で、前蔵は19世紀前半の建設である。作業場と貯蔵庫は明治24年大火後の建設で、戦後に増築された麴室と精米所も残る。

当家の生業を示す建物群を土地とともに、追加指定して保存を図る。

○指定基準＝流派的又は地方的特色において顕著なもの

② 近世中期の寺院景観を偲ばせる子院の門と塀

(近世以前／住宅)

摩尼院 3 棟

表門、築地塀 (2 所)

所在地：大阪府河内長野市

所有者：宗教法人摩尼院

摩尼院は、金剛寺の子院の一つで、中心伽藍の北に敷地を構える。室町時代前期には南朝の後村上天皇の行宮となり、有力な子院の一つであった。

書院は慶長期の建立と考えられ、正規の様式を示す書院建築として、昭和40年に重要文化財に指定されている。



表門と築地塀は、摩尼院の東辺を画している。元禄年間の建立と考えられ、金剛寺における境内整備と同時期の遺構である。表門は薬医門で、金剛寺境内の同形式の門の中でも高い格式を有する。

摩尼院の表門と築地塀は、金剛寺境内において江戸時代中期の境内景観を色濃く示す一隅を形成しており、既指定の書院とともに保存を図る。

○指定基準＝歴史的価値の高いもの

③ 祖谷山伝統の別居隠居制を示す最古級の隠居屋
木村家住宅（徳島県三好市東祖谷） 1棟

（近世以前／民家）

隠居屋，土地

所在地：徳島県三好市

所有者：個人

木村家住宅は、徳島県西部の祖谷山に所在する。主屋は元禄12年（1699）の建設とされ、祖谷山で最古の住宅として、また中層農家の標準的な平面形式の住宅として昭和51年に重要文化財に指定されている。



隠居屋は、構造技法から18世紀後期にさかのぼる建物と推定される。別居隠居制は、長男が結婚すると主屋を相続し、親夫婦は別棟に移って家計も分ける当地の習俗で、これを示す建物として貴重である。また、近世における構造技法の発展を示すとともに、近代に急速に失われた「二間取り」の希少な遺構としても価値が認められる。急峻な地形に対応した敷地とともに追加指定して保存を図る。

○指定基準＝流派的又は地方的特色において顕著なもの

〈個別解説凡例〉

番号 特 徴 （年代区分／種類別）

名 称 員 数

複数棟指定の場合の建造物の名称，土地* 等

所在地

所有者

（*建造物と一体をなして価値を形成している土地を併せて指定するもの。）

〈国宝・重要文化財の指定件数〉

令和元年 10 月答申

（国 宝）

	種 類 別	現在指定数		新規指定		合計	
		件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数
近世以前の分類	神社	40	75			40	75
	寺院	157	165			157	165
	城郭	9	17			9	17
	住宅	14	20			14	20
	民家	0	0			0	0
	その他	4	8			4	8
	小計	224	285	0	0	224	285
近代の分類	宗教	0	0			0	0
	住居	1	1			1	1
	学校	1	1			1	1
	文化施設	0	0			0	0
	官公庁舎	0	0			0	0
	商業・業務	0	0			0	0
	産業・交通・土木	1	3			1	3
	その他	0	0			0	0
	小計	3	5	0	0	3	5
合 計		227	290	0	0	227	290

（重要文化財）

	種 類 別	現在指定数		新規指定		追加指定		合計	
		件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数	件数	棟数
近世以前の分類	神社	577	1,237					577	1,237
	寺院	864	1,251	1	22			865	1,273
	城郭	53	235					53	235
	住宅	97	155			(1)	3	97	158
	民家	355	886	1	1	(2)	5	356	892
	その他	195	268					195	268
	小計	2,141	4,032	2	23	(3)	8	2,143	4,063
近代の分類	宗教	30	50					30	50
	住居	113	449	2	5			115	454
	学校	43	82					43	82
	文化施設	39	77					39	77
	官公庁舎	31	60	1	1			32	61
	商業・業務	23	30					23	30
	産業・交通・土木	78	286	1	2			79	288
	その他	5	17					5	17
	小計	362	1,051	4	8	0	0	366	1,059
合 計		2,503	5,083	6	31	(3)	8	2,509	5,122

※重要文化財の数は、国宝の数を含む。